○根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に所在する農場に就農する地元出身の新規学卒者等に対し奨励金を交付することにより、新規学卒者等の就農を促進し、もって、将来における市内農業の中心を担う人材の確保・育成及び市内農業経営の持続的な発展に資するとともに、若年層の定住促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　新規学卒者等　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）、大学、高等専門学校及び専修学校を卒業又は退学した者

(２)　地元出身者　北海道根室高等学校を卒業若しくは１年以上在籍した者又は義務教育期間に市の住民基本台帳に１年以上登録されたことがある者

(３)　就農　主として農業により生計を営むことを目的として、農作業に従事すること又は農業法人に雇用されること。

（奨励金の種類及び額）

第３条　奨励金の種類及び額は、別表に定めるとおりとする。

（交付要件）

第４条　新規学卒者等地元就農奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　新規学卒者等であること。

(２)　地元出身者であること。

(３)　市内に所在する農場に就農していること。

(４)　第２条第１号に掲げる教育機関の卒業又は退学の日から１年以内に就農していること。

(５)　新規就農時から６か月が経過していること。

(６)　新規就農時と同一の農場で就農していること。

(７)　新規就農時から交付申請までの間に離農（退職、退任を含む。）していないこと。

(８)　市の住民基本台帳に登録されていること。

２　１年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　新規就農奨励金の交付を受けていること。

(２)　新規就農時から１年が経過していること。

(３)　前項第６号から第８号までの要件を満たしていること。

３　２年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　１年継続奨励金の交付を受けていること。

(２)　新規就農時から２年が経過していること。

(３)　第１項第６号から第８号までの要件を満たしていること。

４　３年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　２年継続奨励金の交付を受けていること。

(２)　新規就農時から３年が経過していること。

(３)　第１項第６号から第８号までの要件を満たしていること。

５　４年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　３年継続奨励金の交付を受けていること。

(２)　新規就農時から４年が経過していること。

(３)　第１項第６号から第８号までの要件を満たしていること。

６　５年継続奨励金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(１)　４年継続奨励金の交付を受けていること。

(２)　新規就農時から５年が経過していること。

(３)　第１項第６号から第８号までの要件を満たしていること。

（交付制限）

第５条　前条の規定にかかわらず、次条の規定に基づき交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付対象としない。

(１)　市税の滞納がある者

(２)　根室市暴力団排除条例（平成25年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員に該当する者

(３)　過去に以下の奨励金の交付を受けた者

ア　本要綱に基づく奨励金（別表第２項から第６号に規定する奨励金の交付を申請する場合を除く。）

イ　根室市新規学卒者等地元就職奨励金交付要綱に基づく奨励金

ウ　根室市新規学卒者等地元漁業就業奨励金交付要綱に基づく奨励金

(４)　交付申請日以降、継続して就農する意思のない者

(５)　前各号に掲げるほか、奨励金の趣旨、目的に照らして交付することが適当でないと市長が認める者

（交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第４条に規定する要件を満たした後３か月以内に、根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、新規学卒者等地元就農奨励金の交付申請にあたっては、以下の書類を添付しなければならない。

(１)　新規奨励交付金申請者

ア　申請者が直近に在籍していた教育機関（第２条第１号に掲げるものに限る。）の卒業の日又は退学の日を証明する書類

イ　北海道根室高等学校の卒業証書の写し又は在籍していた期間を証明する書類（第２条第２号前段に該当する者に限る。）

ウ　住民票

エ　市税の滞納がないことを証明する書類

オ　雇用証明書兼誓約書（第２号様式）

カ　雇用契約を証明する書類（農業法人に雇用された者に限る。）

キ　その他市長が認める書類

(２)　継続奨励交付金申請者

　前号ウ、エ、オ、カ、及びキに掲げる書類

（交付決定等）

第７条　市長は、前条に基づく申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その結果を根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付決定通知書（第３号様式）により通知する。

（奨励金の交付）

第８条　市長は、前条の規定に基づき奨励金の交付決定をしたときは、申請者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により奨励金を交付するものとする。ただし、当該交付方法により難いと認めるときは、この限りでない。

（交付決定の取消）

第９条　市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合には、根室市新規学卒者等地元就農奨励金交付決定取消通知書（第４号様式）により、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(２)　根室市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員に該当することとなったとき。

(３)　前２号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

（返還命令）

第10条　市長は、前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、根室市新規学卒者等地元就農奨励金返還命令書（第５号様式）により、期限を定めて当該奨励金の返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 奨励金の種類 | 奨励金の額 |
| １ | 新規就農奨励金 | 10万円 |
| ２ | １年継続奨励金 | 10万円 |
| ３ | ２年継続奨励金 | 10万円 |
| ４ | ３年継続奨励金 | 20万円 |
| ５ | ４年継続奨励金 | 20万円 |
| ６ | ５年継続奨励金 | 30万円 |